

入会規程および・会費規程

(目 的)

- 第1条 この規程は、一般社団法人日本オンラインゲーム協会（以下「当法人」という。）定款第7条および第8条の規定に基づき、会費等について定める。
- 2 当法人の会費に関する事項で、本規程に定めのない事項が生じた場合は、理事会の議決を得て、代表理事がこれを定める。

(入会手続)

- 第2条 当法人に入会しようとする者は、オンラインフォーム上で申し込む、又は入会申込書に記入・捺印の上、事務局に提出する。提出・オンラインフォーム申込を受けた事務局は、速やかに理事会の承認を得なければならない。理事会の承認後、第6条に定める年会費納入を確認した上で、会員の資格を得るものとする。

(入会資格)

- 第3条 当法人の入会を承認するものは、下記の条件をみたすものとする。
- (1) 当法人の事業に賛同し、当法人が定めるオンラインゲームに関わる各ガイドラインやベストプラクティスおよび当法人の社員が運営するオンラインゲームの「運営規約」を遵守し、かつ、当法人の事業に協力すること。
 - (2) 知的財産が重要な基本財産権であるとの認識を有していること。
 - (3) 法人・団体においては、公序良俗、かつ、オンラインゲームに関わる法令に反せず、安定した経営基盤を有していること。
 - (4) 個人においては、健全な意識および行動規範を有していること。
 - (5) 当法人の組織運営を不当に攪乱させ、社会通念上秩序を混乱させる行為を行わないこと。

(会員種別)

- 第4条 当法人の会員は、以下の4種とする。法人法上の社員は、当法人の正会員をもってこれに充てる。
- (1) 正会員：公序良俗、かつ、オンラインゲームに関わる法令に反せず、青少年に対し社会通念上健全と認められるオンラインゲームおよびオンラインゲーム関連プラットフォームの運営サービスを行う事業者
 - (2) 準会員：オンラインゲームおよびオンラインゲーム関連プラットフォームに関わる事業を行う事業者。オンラインゲームおよびオンラインゲーム関連プラットフォームの運営サービス、オンラインゲーム関連事業を行う予定の事業者
 - (3) 特別準会員：公序良俗、かつ、オンラインゲームに関わる法令に反せず、青少年に対し社会通念上健全と認められるオンラインゲームおよびオンラインゲーム関連プラットフォームの運営サービスを行う事業者又はオンラインゲーム開発を行う事業者で、JOGA スタートアップベンチャー支援プログラムの要件を満たす事業者
 - (4) 賛助会員：オンラインゲーム事業およびオンラインゲーム事業者に直接関わらない事業者、団体、地方自治体、個人

(JOGA スタートアップベンチャー支援プログラム)

第5条 スタートアップベンチャー支援プログラムは、以下のように定める。

- (1) PCやスマートフォン等デバイスでオンラインゲーム運営サービスおよびオンラインゲームの開発をおもな事業内容とし、企業の子会社や社内ベンチャーではなく独自で資金を調達し、日本国内で設立した設立後3年以内のアーリーステージのベンチャー企業を対象とする。
- (2) 上記に該当する企業は、入会時から2年間、特別に定めた年会費にて以下の当協会サービスを受けることができる。
- (3) 入会にあたっては事業内容、資本構成、売り上げ推移等を考慮した審査を行う。

入会后、企業は以下の支援を受けることができる。

- (1) 当法人主催のオンラインゲームに関するセミナー、情報共有会、海外企業および異業種企業とのマッチングイベント等の参加。
- (2) 当法人が会員企業と共有しているオンラインゲームビジネスに必要な情報（ガイドライン、ベストプラクティス、法的規制やセキュリティ関連情報）の提供。
- (3) 当法人の市場動向レポート等市場動向情報を提供。
- (4) 当法人と協力関係にある各国大使館や海外団体等ネットワークおよび情報の提供。
- (5) 会員企業であるベンチャーサポート、企業会計、サーバー関連ICT企業による事業活動支援。
- (6) 当法人と協力関係にある官公庁、地方自治体のベンチャー企業支援情報を提供。

(会費)

第6条 会費は、会員企業の資本金を基準とし以下のように定める。

■正会員、準会員会費

資本金	年会費
1,000万円未満	120,000円
1,000万円以上3,000万円未満	180,000円
3,000万円以上5,000万円未満	240,000円
5,000万円以上7,000万円未満	300,000円
7,000万円以上1億円未満	360,000円
1億円以上3億円未満	390,000円
3億円以上5億円未満	420,000円
5億円以上7億円未満	450,000円
7億円以上10億円未満	480,000円
10億円以上20億円未満	600,000円
20億円以上30億円未満	720,000円
30億円以上50億円未満	840,000円
50億円以上	960,000円

■特別準会員会費

会員区分	年会費
特別準会員	50,000 円
期間：入会時から2年間	

■賛助会員会費

会員区分	年会費
一般賛助会員	360,000 円
個人賛助会員	120,000 円
海外賛助会員	240,000 円

(会費の納入要領)

- 第7条 会費の納入は一括前納とし、その期間は納入された年月より起算して1年とする。
- 2 事務局は、1年毎に会費の請求書を発行するものとする。
 - 3 会費は、本協会の指定する金融機関に払い込むものとする。
 - 4 会費の基準となる資本金は、会費請求月の資本金とする。

(特別会費)

- 第8条 当法人は、定款第3条の目的を達成するため、理事会が必要と認めるときに、総会の承認を経て特別会費を徴収することができる。

(会費の返還)

- 第9条 当法人は、会員が定款第10条の規定により退会しても、定款第12条の規定により、会費は返還しないものとする。

(法人の組織変更)

- 第10条 会員は、その法人に合併・組織変更が発生した場合には当協会に申し出なければならない。
- 2 前項による合併・組織変更において、その権利義務を継承する新たな法人及び団体が前法人・団体の会員としての資格・権利義務の継承を希望する場合は新たに入会手続きを行わなければならない。
 - 3 2項における権利義務を継承する法人が既に当協会の会員である場合、または理事会の承認を得た場合には、理事会が必要な資料の提出を求めることがある。

(退会)

第11条 退会を希望する会員は別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

会員に会費の滞納があるときは、期間を定めて納付を催告し、滞納が1年を超えたときは除名する。なお、退会后1年間は再入会ができない。

以上

【一般社団法人日本オンラインゲーム協会】

事務局：〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-11-30 新宿第五葉山ビル 7F

お振込先 銀行名：三井住友銀行 赤坂支店

口座：普通口座 番号：8590527

名義人：一般社団法人日本オンラインゲーム協会

イッパ オンラインゲーム協会